薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設等

指定管理者募集（再）に関する質問と回答

No.	質問事項	回答
1	【他業務との兼務について】 運営に支障がない限り他の業務を兼ねることができるとあるが、運営に支障がない範囲であれば、総合体育館の受付や設備、テニスコートの受付支援係を兼務することが可能か。	人をローテーションするという考え方では可能ですが、施設間に距離があることから、総合体育館とクラブハウスの受付は常時人員配置が必要と考えます。人員については、利用者に負担とならない配置を御検討ください。
2	【作業内容】 屋外運動場照明施設の作業内容は受付許可等のみか。または現地で行う作業等はないか。	通常業務は、受付許可と鍵の貸出し等（キーナンバーの案内）ですが、ランプ交換など点検や修繕等の高所作業車を使用しての現地作業があります。
3	【使用調整について】 スポーツクラブ０１の利用予約は通常と優先のどちらか。また、使用調整が必要となるか。	優先的に予約を受けています。 ただし、既に入っている予約を避けて、日程を組んでもらっているため、基本的には使用調整はないと考えます。しかしながら、予約がキャンセルになった場合は、スポーツクラブ０１の予約を優先的に復活しています。
4	【維持管理に関すること】 陸上競技場、野球場の芝生の管理について、オーバーシード等の必要はないか。 また園路の植栽は管理範囲外との認識でよいか。	現在の芝の管理は、年に１度バーチカル作業を行っています。現状では、オーバーシードの必要はないかと考えます。 また、今回の募集に係る管理範囲は、有料公園施設とその敷地のみであり、園路やその植栽は管理範囲外となります。
5	【光熱水費について】 総合運動公園（水道、電気、ガス）、御陵下公園（水道、電気、ガス）、屋外運動場照明施設（電気）の支払いか。	総合運動公園は、総合体育館内全施設、運動公園管理事務所、サンドーム、テニスコート、野球場、陸上競技場（水道、電気、ガス）、御陵下公園は、御陵下運動場会館、野球場（水道、電気、ガス）、屋外運動場照明施設は（電気（一部施設を除く。））の支払いです。

６	【自主事業】 ①施設使用料は減免の取扱いがあるか。 ②売店や自動販売機の売上げは、指定管理者の収入と考えてよいか。 ③売店や自動販売機の行政財産使用料、また総合運動公園内の行政財産使用料単価はいくらか。	①指定管理者としての本来の目的に沿った自主事業であれば、自主事業として承認し、使用料は徴しません。 ②お考えのとおりです。 ③令和６年度の売店の使用料は免除しております。 　また自動販売機の使用料は、屋内が年間１，０００円から５，０００円程度、屋外は１００円程度です。 　場所によって異なりますが、上記金額を自動販売機の面積が１㎡前後として御判断ください。
	【その他】 備品台帳を確認したい。	別紙のとおりです。